

愛知県地域密着型サービス外部評価実施要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛知県地域密着型サービス外部評価実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項及び「<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項の規定に基づき、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u>(以下「事業者」という。)が受けなければならない地域密着型サービスの外部評価に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(外部評価の頻度)</p> <p>第2条 事業者は、その設置・運営する<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u>(以下「事業所」という。)ごとに、少なくとも年に1回は自己評価を実施した上で、外部評価を受けるものとする。</p> <p>ただし、<u>指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について、同一の事業所内において一体的に運営されている場合</u>にあっては、一の事業所として自己評価及び外部評価を実施して差し支えない。</p> <p>2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次に掲げる要件を全て満たす場合には、前項の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。</p> <p>(1)「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。</p> <p>(2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。</p> <p>(3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。</p> <p>(4)「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。</p>	<p style="text-align: center;">愛知県地域密着型サービス外部評価実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>指定地域密着型サービス</u>(以下、「密着型サービス」という。)に係る外部評価について必要な事項を定めるとともに、密着型サービスにおけるサービスの質の向上と、利用者が密着型サービス事業者(以下、「事業者」という。)を選択するための情報提供の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象事業所)</p> <p>第2条 外部評価を実施する事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所とする。</p> <p>(外部評価の頻度)</p> <p>第3条 事業者は、その設置・運営する<u>密着型サービス事業所</u>ごとに、毎年度1回は外部評価を受けなければならない。</p> <p>ただし、<u>県が別に定める要件を満たした場合</u>には、2年に1回外部評価を受けることで足りるものとする。</p>

第3条～第6条 (略)

(評価結果の公開)

第7条 (略)

2 事業者は、外部評価の結果の詳細版(評価調査員のコメント等が付されたもの)を、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。

また、事業所内の見やすい場所に掲示するほか、利用者又は入居者の家族に送付等を行うものとする。

第8条 (略)

(運営推進会議との関係)

第9条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」(平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号)で示された評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

2 前項の評価は、第2条第2項に規定する「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことに係る継続年数に算入することはできない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第4条～第7条 (略)

(評価結果の公開)

第8条 (略)

2 事業者は、外部評価の結果の詳細版(評価調査員のコメント等が付されたもの)を、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。

また、密着型サービス内の見やすい場所に掲示するほか、利用者又は入居者の家族に送付等を行うものとする。

第9条 (略)

(新設)

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。